

MT を売主とした売買条件

本売買条件（「本条件」）は、**Momentive Performance Materials Quartz, Inc. d/b/a Momentive Technologies**（「Momentive」または「売主」）の買主（「買主」）に対する製品（「製品」）の販売に適用される。売主および買主両者を合わせて「両当事者」といい、個別には「当事者」という。

1. 適用条件

- 1.1 買主に対する売主のすべての販売は、その発注手段が書面による発注書、電子的手段、電話、またはその他の手段のいずれであっても、以下を条件とする：(i) 買主と売主との間で正式な契約がその時点で有効であり、当該の売買に適用され（「売買契約」）、売買契約のいずれかの条項が本売買条件（「本条件」）に矛盾する場合は売買契約の条件が適用され、その他の点では、本条件が適用される、(ii) 正式な契約が有効でない場合、本条件、ならびに売主が受領した買主の注文書で指定された製品の説明および数量を買主と売主の間の完全な契約とする。
- 1.2 安全かつ有効な使用を推進するために、すべての製品は買主の使用または消費のみを目的として提供される。また、買主による当該製品の再販またはそれ以外の譲渡は禁止され、本条件の重大な違反を構成する。本条件は、買主と売主との間の書面による合意によってのみ修正することができる。売主から製品を購入することにより、買主は本条件への合意を確認し、買主が別の様式での合意もしくは条件、または本条件に対する修正を売主に送付し、売主が書面での同意を行わない場合であっても、本条件が適用されることに合意する。製品の販売に対し、国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されない。

2. 価格決定、注文書

- 2.1 製品価格は、その時点で有効な売買契約が存在する場合は、それにより決定される。売買契約が存在しない場合、出荷時点で有効な売主の定価により決定される。売主の買主に対する価格見積は見積日より 30 日後に自動的に無効となる。売主が、製品に関し、一般価格および業界固有価格の値上げを行った場合、30 日間の有効期限内である当該製品に対するすべての見積、および価格調整発効日に確認済みであるものの出荷されていない当該製品に対するすべての注文について、しかるべく、値上げが行われるものとする。
- 2.2 すべての価格は、受渡日時点で売主によって適用される付加価値税、販売税、利用税、物品税、関税、諸税、徴税、類似の課徴金、特別運送費用、カスタマイズ包装、解体、タックバック、廃棄物の適切なリサイクル、廃棄、およびそれ以外に関わる費用、ならびにそれ以外で買主が支払う金額に対して政府当局によって課される類似の種類税金、関税、および料金を含まない。また、売主は、買主の要求による、出荷に関する用紙への記入について追加料金を課する権利を有する。買主は当該のすべての料金、費用、税金の責任を負うものとする。ただし、売主の所得、収入、総収入、人的資産、物的動産、個人資産、またはその他資産に対し、またはそれらに関して課される税金の責任を負わないものとする。
- 2.3 見積で別段の定めがない限り、売主による書面による見積は、見積日の 30 日後に自動的に無効となるものとする。売主が、製品に関し、一般価格および業界固有価格の値上げを行った場合、30 日間の有効期限内である当該製品のすべての見積、および価格調整発効日に確認済みであるものの出荷されていない当該製品に対するすべての注文について、しかるべく、値上げが行われるものとする。
- 2.4 既存注文に対する変更は、売主の承諾を得ることを条件としており、日程変更および/または注文変更が 1 個当たりの価格の上昇につながる可能性がある。カスタム製品の注文はキャンセル不可能とする。既存注文のキャンセルは、書面による売主の事前承諾を得ること、および売主に発生した費用（人件費および売主が使用できない原料の費用や経費を含む）の買主による払い戻しに加えて 30%の返品手数料の支払いを条件とする。当該の発生費用は売主が決定し、買主に書面にて通知される。

- 2.5 検査、修理、交換、またはそれ以外の理由であっても、売主の事前承諾なしに、製品を売主に返品してはならない。製品および部品は、売主の指示に従い、完全に識別可能な新品または新品同様の状態で返品しなければいけない。そうでない場合は、当該発送の受入れが行われない可能性がある。全返品は、別段の指示のないかぎり、FCA（運送人渡し）で売主の指定場所まで送付しなければならない（Incoterms 2020 に準じる）。保証外の理由により製品を返品する許可を得た場合、30%の返品手数料および全追加配送費が適用される。

3. 出荷条件および納品

- 3.1 売主による書面による合意がない限り、出荷はすべて、FCA（運送人渡し、Incoterms 2020 で定義されている）で売主の指定場所まで配達しなければならない。製品の損失または破損に関するリスクは、当該製品を商業輸送業者または出荷担当に指名された団体に最初に届けられた時点で、売主から買主に移転する。売主は、該当する場合、利子および料金を含む全請求金額を売主が受領するまで、買主に届けられるすべての部品および製品に対する権限を保持する。すべての受渡日は見積日にすぎない。買主は、受渡数量の最大 10% までの変動が買主にとって許容範囲であり、注文の履行を構成するものとする点に合意する。
- 3.2 本書に特に指定のない限り、製品納品後の 30 暦日以内に買主により受入れがなされたとみなされるものとする。ただし、その期間において、買主が受入れを行わない理由について書面にて売主に通知した場合を除く。上記にかかわらず、買主、その代理店、従業員、または顧客による製品の使用は買主による製品の受入れに該当するものとする。

4. 支払い条件

- 4.1 支払いは、請求日後 30 日以内に米ドルにて全額を支払うものとする。当該 30 日の支払期限内に買主が売主に支払いを行わなかった場合、期日を経過した金額に関し、月当たり 1.5% の利率または適用法により許可されている最大限の利率のいずれか低い方の利率による利息を含む売主の回収費用（合理的な弁護士費用および法定費用を含むが、これらに限定されない）を買主が支払うものとする。
- 4.2 本契約上の義務に買主による不履行があった場合、買主が破産申請をした場合、または買主が支払不能であると売主が合理的に考える場合、売主は、売主の裁量により、適用法の下で売主が有するその他の権利または救済を損なうことなく、(i) 買主からの支払いを全額受けるまで、買主への製品の出荷（全発注書の分納を含む）を停止もしくは保留する、または履行を中止する、(ii) 買主から受領する新規発注書を拒否する、(iii) 再利用可能な包装の所有権を保持する、および/または (iv) 全額支払いを受けるまで、今後の製品出荷について前払いを求める権利を有する。買主は、売主の違反、破産、またはその他の理由であるかを問わず、売主に対する請求または紛争の相殺を理由として、期限が到来して支払義務が発生している金額の支払いを差し止めることはできないものとする。
- 4.3 売主からの書面による要求がある場合、買主は、売主が買主の信用力を審査および確認するために随時必要となる、その時点のすべての財務情報を売主に提供するものとする。買主は、買主の反訴が管轄裁判所の確定審決により確定された場合、または異議なしとされた場合を除き、請求で相殺する権利は持たず、支払いを差し止めるまたは保留する権利を持たない。

5. 品質および監査

- 5.1 売主は、その製品およびサービスに関し、適切かつ一般に認められた品質保証システムを維持するものとする。買主は、自己の費用負担で、双方が合意した日付に、少なくとも 3 週間前に書面で事前通知を行うことにより、暦年につき 1 回を超えない回数で、売主の施設の品質保証システムについて本契約に基づくその存在と適用に関連して監査を行うことができる。

6. 制限付き保証

売主は買主に、12 カ月の間、買主に販売したすべての製品について、第三者による所有権の申し立てがないこと、ならびに製造時点で有効な売主の仕様、または買主および売主により書面により明示的な合意がなされたとみなされるそれ以外の仕様の実質的に適合する点を保証する。買主は、買主による製品受領後、速やかに、破損、欠陥、または不足について全製品を検査する。買主は、買主がすべての非適合製品について書面で売主に速やかに通知しない限り、製品を受入れたとみなされる。仕様への適合に関する試験の条件は双方の合意が必要であり、売主は、すべての当該試験について書面にて通知を受け、立ち会うことができるものとする。買主は、(i) 売主による出荷日から6か月、または(ii) 適用される、売主が設定した「使用」日のいずれか早い日を終了日とする期間中、製品が上記の保証に適合しないと判断された場合の買主の唯一の救済は、売主の裁量に基づく売主による欠陥製品の修理および交換を要求することであることに合意する。売主の承認を受けるまで、買主は欠陥商品を返送しないものとする。本制限付き保証は、当初購入者にのみ付与され、製品の転得者または被譲渡人いずれに対しても譲渡または移転、および拡張することはできない。本保証は、商品性または特定目的への適合性に関する保証をすべて含む、書面または口頭の、法令、明示または黙示の他のすべての保証の代りとなる。

7. 請求の制限

上記の制限付き保証で合意されている範囲を除き、売主は、契約、保証、過失、または他の不法行為、厳格責任、またはその他の方法に基づくかを問わず、買主による製品の購入、所有、または使用から生じるいかなる損害に対しても責任を負わない。売主は、派生的、間接的、特別、付随的、または懲罰的損害に対する責任を負わない（逸失利益、装置停止時間、製品代替の費用、第三者からの賠償請求、または人身または財産への損害が含まれるが、これに限定されるものではない）。本制限は、救済が本質的目的を果たせないことが判明した場合にも適用される。いかなる場合も、本条件から生じるまたは関連する売主の賠償責任総額は、契約違反、不法行為（過失を含む）、またはその他により生じるまたは関連するかを問わず、本契約に基づき販売された製品について、売主に支払われた金額の合計を超えるものではない。

8. 助言およびその他のサービス

買主は、売主が売主の製品を利用して製造された製品の設計、試験、または表示を管理しないこと、ならびに、買主は、製品のいかなる目的への適合性についても、買主によりまたは買主のためになされた表明や宣言に依存しないこと、または売主の製品カタログまたはウェブサイト（売主により提供された設計支援またはその他サービスを含む）から得た助言、提案または情報に依存しないことに同意する。買主は、買主が意図する用途、変更または加工の適合性に関し、独自の判断を形成するに十分な試験と調査を製品について行っており、売主の助言、記述、情報、サービスまたは提案に基づくいかなる請求も売主に対し申し立てず、本項をもってその権利を放棄する。

9. 知的財産権

- 9.1 製品の品目、設計または使用の可能性に関して売主が行ういかなる提案も、当該の品目、設計または使用についての特許またはその他の知的財産権に基づくライセンスを買主に付与するものではなく、買主が特許またはその他の知的財産権を侵害する可能性のある方法で製品を使用するよう推奨するものでもない。売主が買主に販売した形で、製品が、当該の販売が行われた管轄区域で第三者の特許またはその他の知的財産権を侵害しているという申し立てがある場合、(i) 売主が書面にて速やかに通達を受け、買主を防御するために必要なすべての情報、支援、権限を与えられることを条件として、売主は当該の申し立てから買主を防御し、その結果として買主に対して最終的に生じたすべての損害と費用を支払う、ならびに (ii) かかる申し立ての対象となる製品が第三者の特許またはその他の知的財産権を侵害していると判決された場合、売主は、自己の選択および費用負担で、当該製品の使用を継続するための権利を取得するか、買主から当該製品の返品を受け入れ、本契約の購入金額を返金する。上記は、知的財産権に関する売主の全義務についての記述である。買主により提供された仕様または指示を売主が遵守することにより発生した、

第三者の特許またはその他の知的財産権の侵害に関する申し立ての結果として買主に生じた損害と費用について、売主は責任を負わないものとし、買主は売主に損害を与えないものとする。買主は、上記種類の申し立てを認識した場合、売主に書面にて速やかに通達し、当該申し立ての防御およびその解決のために必要なすべての情報、支援、および独占的な権限を売主に与える。

- 9.2 買主は、買主の仕様に沿って製造された製品により、第三者の知的財産権の実際の侵害または侵害の疑いが主張された場合、または、当該の侵害が買主の要求、修正、または仕様を売主が遵守したことにより生じた限り、それにより発生したすべての損失、費用、経費、請求、要求、訴訟、および判決に対し、売主を補償し、損害を与えないものとする。
- 9.3 買主は、本項により、買主に対して開示したすべての部品の設計、図面、仕様、およびそれ以外の情報が、買主または売主が買主に対して当該情報を提供する法的な許可を付与した第三者のいずれかに帰属すること、買主が売主に当該情報を開示する上で制限を受けないこと、ならびに当該の開示が買主が第三者に対して負う守秘義務への違反を構成しないことを保証する。すべての図面は、注文受諾前に買主のレターヘッドまたは買主に代行する法的権利を与えられた第三者のレターヘッドに記載する必要がある。
- 9.4 売主は、製品、および出荷済みの製品または製品に関連する情報の所有権を主張する。各当事者は、そのイラスト、図面、計算結果、およびその他の文書に関する所有権および著作権を留保する。本契約において、一方当事者が他方当事者へ知的財産権を譲渡するように機能するものはない。図面および技術情報は秘密に発行され、他方当事者の書面により明示された事前合意なしに、一方当事者が開示、複製、発信、または使用することは許されない。

10. 契約の終了

- 10.1 本項に規定する終了に関するその他の権利を損なうことなく、以下の条件に基づき、書面による通知をもって、両当事者間の契約を随時終了することができる：

(a) 一方当事者に本契約に対する重大な違反があり、書面による当該の違反の通知後 30 営業日以内に当該の違反が是正されない場合、当該の違反が合理的に判断して 30 営業日以内の是正対象とならない場合、または、当該違反当事者が違反を是正するために誠実な努力の継続を開始していない場合に、他方当事者によって。

(b) 一方当事者が業務を停止している場合、債権者の利益のために一括譲渡を行う場合、債務超過、自己破産、もしくは管財手続きの対象となる場合、またはその手続きの対象となった当事者に対して破産手続きまたは管財手続きが開始され、30 日以内に解除されない場合に、他方当事者によって。

11. 売主の管理を超えた事象

売主は、天災、政府機関の行為、買主の行為、テロ行為、戦争、内乱、世界的な健康問題（エピソード、パンデミック、または集団発生（COVID-19 ウィルス等）を含む）、労働争議やストライキ、火災、爆発、危険物質または有害物質の放出、必要な原材料、水道光熱、輸送手段、機械、またはサービスの入手不能、および類似/非類似の原因や事象を含むがこれに限らず、売主の合理的な管理を超えた原因や事象により本契約に基づく義務の履行（金銭の支払い以外）が不能となった、または商業的に非合理的となった場合、この責任を負わない。

12. 秘密情報

- 12.1 「秘密情報」とは、（書面、口頭、電子的、またはその他の手段による通知であるかを問わず、直接または間接かを問わず）あらゆる非公開情報、機密情報、または専有情報（仕様、サンプル、パターン、設計、計画、図面、文書、データ、業務運営情報、顧客リスト、価格情報、値引または割戻情報を含むがこれに限られない）、本条件および本条件で意図された取引、または関連する契約に関連する情報であり、「秘密情報」または「専有情報」という表示の有無を問わず、そ

の性質から受領当事者のみに知られることを意図された、またはその他の方法で秘密情報とされている情報、ならびにいずれかの当事者とその当事者との間で秘密保持義務（事業取引および資金調達に関する）を有する関係性にある人物との事業取引および資金調達に関するあらゆる情報を意味する。

- 12.2 いずれの当事者も（関連企業、所有者、管理職、および従業員を含むがこれに限られない）、開示当事者の書面による事前の同意の有無を問わず、本条件に基づく自身の義務の適切な履行以外のいかなる目的のためにも、営業秘密やそれ以外の秘密情報を利用または開示せず、第三者に対して利用や開示を許可しないものとする。他方当事者の運営方法や事業に関連するか、他方当事者が直接または間接に受領または取得する可能性のある製品に関連するかは問わない。また、本条件が適用される取引に関して公表、通知、回覧を行わないものとする。この義務は、製品の取引完了以降 5 年間有効であり続けるものとする。売主からの要求がある場合、買主は売主から受け取った文書およびそれ以外の資料のすべてを速やかに返却するものとする。売主は、本節へのいかなる違反についても、差止請求を行う権利を有する。
- 12.3 開示当事者は、本売買条件に基づいて開示された秘密情報に依拠して受領当事者によりなされた誤記や落脱、または決定についての責任や義務を負わない。開示された秘密情報の正確性や完全性について、製品に関していかなる種類（明示、黙示、または法令）の保証も行わない。
- 12.4 本節は、買主が記録できる以下の情報には適用されない：(i) 公知の情報、(ii) 開示時点で買主に知られている情報、(iii) 買主が、機密保持を条件とせず第三者から合法的に得た情報。

13. 譲渡

買主の権利の譲渡または義務の委任は、当該の譲渡や委任が書面である場合、および当該の譲渡や委任に関して売主が書面による事前承認を提供する場合を除き、有効とはならず、拘束力を持たない。

14. 準拠法

本契約の諸条件、その解釈、および本条件により発生する、または本条件に関連する契約上の義務または契約によらない義務は、法の抵触の原則に関わりなく、売主（すなわち、本契約を締結した関連会社、子会社、または持ち株会社）が登記上の事務所を有する国の法律を準拠し、それによって解釈されるものとする。本契約の諸条件により直接または間接に発生した紛争は、売主が登記上の事務所を有する地域を管轄する正当な管轄権を有する裁判所によってのみ解決されるものとする。

15. 法令遵守、腐敗防止法、輸出管理

- 15.1 本契約の下で売主が供給した製品は米国（U.S.）、国際連合（UN）、欧州連合（EU）、英国（UK）、または適用法に従う輸出国の法令と規制に基づく輸出管理の対象となる可能性がある。当該の規制は、米国の輸出管理規則、対敵通商法、および国際武器取引規則（ITAR）を含むが、これに限らない。適用される強行法規による別段定めのない限り、買主は、売主の製品の輸出、再輸出、移転、および使用に関する当該の法令と規制に従うものとし、U.S.、UN、EU、UK、および現地の許可、認可、またはライセンスを取得する。買主と売主は、それぞれ、他方当事者に、認可やライセンスの確保に関連して他方から合理的に要求されるように、情報、証明文書、および支援を提供する事に合意する。本節に基づく買主の義務は、本契約の終了または満了後も存続するものとする。
- 15.2 買主は、製品およびその使用に関し、すべての適用法（米国海外腐敗行為防止法を含むが、これらに限定されない）に従うものとする。買主は、売主の製品に関連して、US、UN、EU、UK および適用法に従う政府から承認されない国のボイコットを支援するとみなされる行動をとらないものとする。何らかの行動をとった場合、売主または売主の関連会社を当該法規またはその解釈の侵害または違反の危険にさらすこととなる。

- 15.3 売主は、製品が適用法を遵守していることに関し、保証や表明を行わない。買主は、本契約に基づく買主の義務を履行するために自身が必要とするライセンス、許可、認可、合意、および免許のすべてを保有し、その有効性を維持するものとする。買主が政府機関との契約に関連して製品を購入する場合、買主は、当該契約条件の遵守に対する単独責任を負う（買主の下請業者に対し当該契約条件への遵守を課す義務を含む）ことに同意する。
- 15.4 買主は、政府や該当する規制当局により要求されるライセンス、許可、および承認（製品の包装に適用されるリサイクルプログラムや回収プログラムを含む）をすべてを取得するものとし、法令および規制に基づいて、製品が使用または展開される地域の政府やそれ以外の規制当局の適用されるすべての法令、規則、規制、方針、および手順、ならびに製品の使用、販売、貸出、購入、破壊、および流通に対し適用される要件を遵守するものとする（総称して「適用法」という）。上記に関して売主に対し第三者による申し立てがある場合、買主は、その申し立ての解決に必要なすべての情報および支援を提供するものとし、買主は当該の第三者による申し立てに対して、売主を補償し、損害を与えないものとする。買主は、買主や売主が事業を獲得または維持するために、政府、政党、その代行機関の職員に対し、直接または間接に、金銭や有価物を申し出ることや提供すること、または申し出や提供を約束することを禁ずる米国海外腐敗行為防止法、英国賄賂防止法、および現地適用法への違反に対して売主が責任を負うことになる行動をとらず、またそのような行動について許可や認可を行わないことを保証する。売主は、企業としての誠実さにおいて最高基準を維持するよう努める。買主に商慣行に関する懸念がある場合、売主に報告しなければならない。買主は、当該のあらゆる適用法および/または売主の方針の不遵守は本契約の重大な違反とみなされ、売主は、（法律上または衡平法上で売主が持ちうる他の救済に加えて）本契約を終了する権利を有することを認める。買主は、本節の買主の義務への違反に対し、売主を補償し、防御するとともに、損害を与えないことに同意する。
- 15.5 買主は、本条件に基づく製品の販売に関与したすべての国のあらゆる輸出入関連法を遵守するものとする。買主は、いかなる政府の輸入通関を必要とする物品の出荷に関して一切の責任を負う。売主は、政府機関が物品に対しアンチダンピング税や相殺関税またはその他の罰金を課した場合、売主は本条件を終了することができる。
- 15.6 買主は、買主が、核兵器、化学兵器、生物兵器、地雷、または弾道ミサイルの設計、開発、製造、または使用で当該の製品、技術、またはソフトウェアを使用しないこと、および第三者による使用を故意に支援しないことを証明する。売主は、常に、米国商務省産業安全保障局により公表された取引禁止顧客リストに記載される、または同様の政府公表で特定される当事者への販売または出荷を拒否する権利を有する。

16. 健康・安全に関する諸法規の遵守

売主は、買主に販売した製品に関する安全性データシート（「SDS」）を買主に提供する。買主は、一部の製品について、取扱いや処理の際に各種の法令と規則に基づく危険性物質や危険物となる可能性について了解する。買主は、製品、その処理と用途、および製品が出荷される容器に関する危険性について（売主へのさらなる依存なしに）周知徹底することに合意する。買主は、SDS で特定される危険性や買主の調査により発見された危険性に関し、SDS の受領、その従業員への通知と訓練、およびその顧客に対し適切な警告と指示を行うことを法律で義務付けられている全当事者に SDS を提供する事を合意する。買主は、廃棄物とリサイクルに関する適用法令に従い、使い捨て包装を含む全製品の使用により生じる廃棄物と残渣の管理と処分を適切に行うことに合意する。

17. 電子商取引

買主は、パスワード、アクセスコード、または売主により買主に発行された類似の認証情報を共有してはならず、売主は、当該認証情報の停止や取り消しを行う権利を留保する。買主は、その

発注プロセスのセキュリティと完全性を確保する責任を単独で負う。売主によりインターネットサイトや電子通信を介して提供された情報は、(i) 予告なく修正や変更されることがあり、および、(ii) 製品の購入や販売に関連する個別取引を推進する目的で、買主の単独使用を目的として提供される。売主は、インターネット、Eメール、またはそれ以外のコンピュータによる電子的コミュニケーション手段を利用して行われる製品の購入に対して電子請求書を発行できる。また、請求書が書面にて配達された場合は当該請求書を有効とみなすことに合意する。

18. 医学的用途

買主は、製品が、人体への永久的な埋め込み、または 29 日を超える期間の人体への埋め込みを含む医学的用途での使用を意図されていないことを了解し、当該の用途を目的として、または、買主の知る限りにおいて、売主が以前に製品の販売を拒否したそれ以外の用途を目的として、製品を使用しないことに合意する。

19. 一般条項

履行または交渉の過程、商慣習、または従前の書面または合意のいずれも、本販売条件を適格とする、説明する、または補足するために使用してはならないものとする。本契約の条項の全体またはその一部が無効である場合、その無効はそれ以外の条項に影響を及ぼさないものとし、法律で認められている最大限の範囲で強制可能とされるものとする。本条件は、本契約の両当事者と各々の承継人および許可された譲受人の利益のみに帰するものであり、本条件の下で、または本条件を理由として、明示的または黙示的な、他の個人または事業体に対して法的または衡平法上の権利、またはいかなる性質の救済も付与することを意図せず、または付与しないものとする。

20. 権利放棄

本契約の規定に関する売主による一切の権利放棄は、売主が署名した書面により明示的に定められた場合を除き、有効とはならない。本条件により生じる権利、救済、権限、または特権を行使しないこと、または行使の遅延は、本契約に関する権利放棄とはみなされず、また権利放棄として解釈することもできない。本契約上の権利、救済、権限、または特権に関する単独もしくは部分的な行使は、本契約に関するそれ以外の行使もしくは将来の行使、またはそれ以外の権利、救済、権限、もしくは特権の行使を妨げない。

21. 通知

通知、要求、合意、申し立て、要請、権利放棄、またはそれ以外で本契約に基づく通信（それぞれを「通知」とする）のすべては、書面で行うものとし、売主の注文請書の文面上に定められた住所で当事者を宛先とする、または受領当事者が書面にて指定することができるそれ以外の住所を宛先とするものとする。全通知は、手交、国家認定の翌日配達便（全料金前払い）、ファクシミリ（送信確認機能付き）、または配達証明郵便や書留郵便（いずれの場合も郵便料金前払いの配達証明書付き）にて配達するものとする。本契約で特に指定のない限り、通知は、(a) 受領当事者の受領時、および (b) 通知を行う当事者が本項の要求を遵守している場合にのみ有効となる。

22. 雑則

- 22.1 本契約は、本契約の主題に関する両当事者間の完全な理解であり、書面または口頭かに関わらず、両当事者間の従前のすべての合意に優先するものとする。
- 22.2 買主は、集団訴訟または代表訴訟としてではなく、買主の単独の能力においてのみ、売主に対する紛争や申し立てを提起することができる。
- 22.3 本契約において (i) 両当事者間のパートナーシップを創出する、(ii) 一方当事者が他方当事者を代理人として任命する、または (iii) 一方当事者が他方当事者に委託または入札の権利を付与する条項はない。

- 22.4 以下の条項は、本契約の終了もしくは満了後も存続するものとする：支払条件、知的財産権、守秘義務、保証の排除、補償、賠償責任、雑則、および、その性質から終了または満了後も存続するよう意図された追加条項のすべて。